

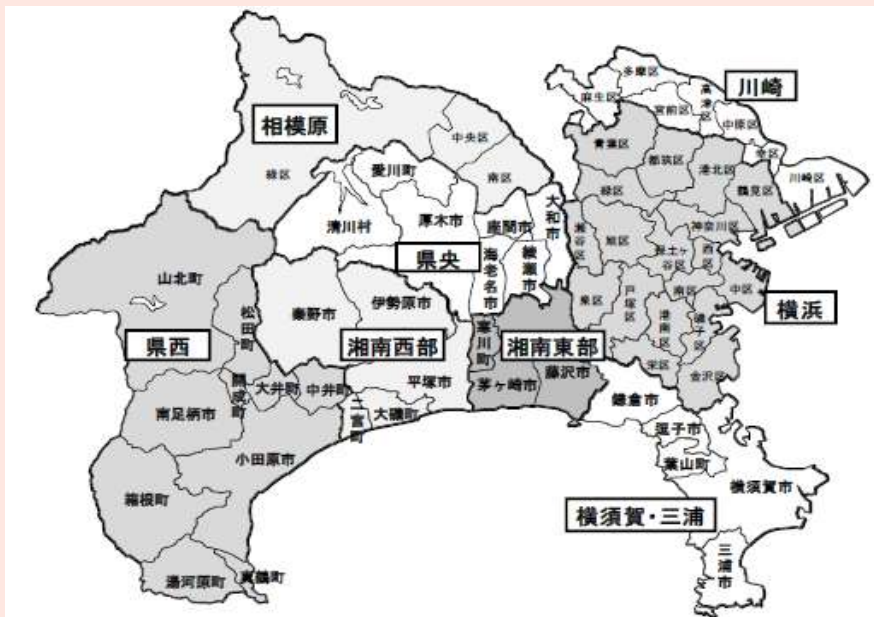
神奈川県

精神障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向けて
★ともに生きるかながわの実現を目指して★

神奈川県では、精神障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、意欲あふれるピアサポーターの力をさらに活かしたピア活動、普及啓発を通して地域包括ケアシステムの構築を目指します。

1 神奈川県の基礎情報

神奈川県



<取組内容>

- 平成30年度より精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を開始、精神保健福祉の地域の拠点である県域の11保健所に協議の場を設置した。
- 政令市を除くすべての保健所において、地域の実情に応じた取組を継続している。また、令和8年度中に県内の33全市町村に協議の場を設置することを、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」における目標としている。
- 安心して暮らせる地域づくりには、精神障がいへの理解が必要であることから、各地域の課題に応じた地域生活支援関係者への研修や県民向け普及啓発講座を、保健所や精神保健福祉センターの企画協力を得て外部委託にて実施している。
- ピアサポーターの養成を行い、その力を活用して地域移行を進めていく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を実施。県域の障害福祉圏域の6つの相談支援事業所に事業を委託し、ピアサポーターの病院訪問による入院患者の退院意欲喚起や医療関係者への普及啓発等を実施、個別支援につながる取組を行っている。令和6年度より、入院者訪問支援事業と連携して事業を実施中。

基本情報（都道府県等情報）

() は政令市を除いた数

障害保健福祉圏域数 (R6年10月時点)	8 (5)	か所		
市町村数 (R6年10月時点)	33 (30)	市町村		
人口 (R6年10月時点)	9,223,695 (3,177,258)	人		
精神科病院の数 (R6年10月時点)	70	病院		
精神科病床数 (R6年4月時点)	13,246	床		
入院精神障害者数 (R5年6月時点)	合計	11,451	人	
	3か月未満 (% : 構成割合)	2,939	人	
		25.7	%	
	3か月以上1年未満 (% : 構成割合)	2,093	人	
		18.3	%	
	1年以上 (% : 構成割合)	6,419	人	
	56.1	%		
	うち65歳未満	2,783	人	
	うち65歳以上	3,636	人	
退院率 (R5年6月時点)	入院後3か月時点	57.8	%	
	入院後6か月時点	82.5	%	
	入院後1年時点	89.0	%	
相談支援事業所数 (R6年4月時点)	基幹相談支援センター数	44	か所	
	一般相談支援事業所数	186	か所	
	特定相談支援事業所数	680	か所	
保健所数 (R6年10月時点)	10 (政令市を除き支所を含んだ数: 11)	か所		
(自立支援) 協議会の開催頻度 (R6年度予定)	(自立支援) 協議会の開催頻度	3	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	無		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R6年6月時点)	都道府県	有・無	既存会議を活用	か所
	障害保健福祉圏域	有	保健所単位で設定	か所/障害圏域数
	市町村	有	31 / 33	か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け、**構築推進事業の活用を通じ**、関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で包括ケアシステムの構築に資する取組を推進、積極的な普及啓発、地域体制づくりを図る。

協議の場について **（保健所ごとに設置）**

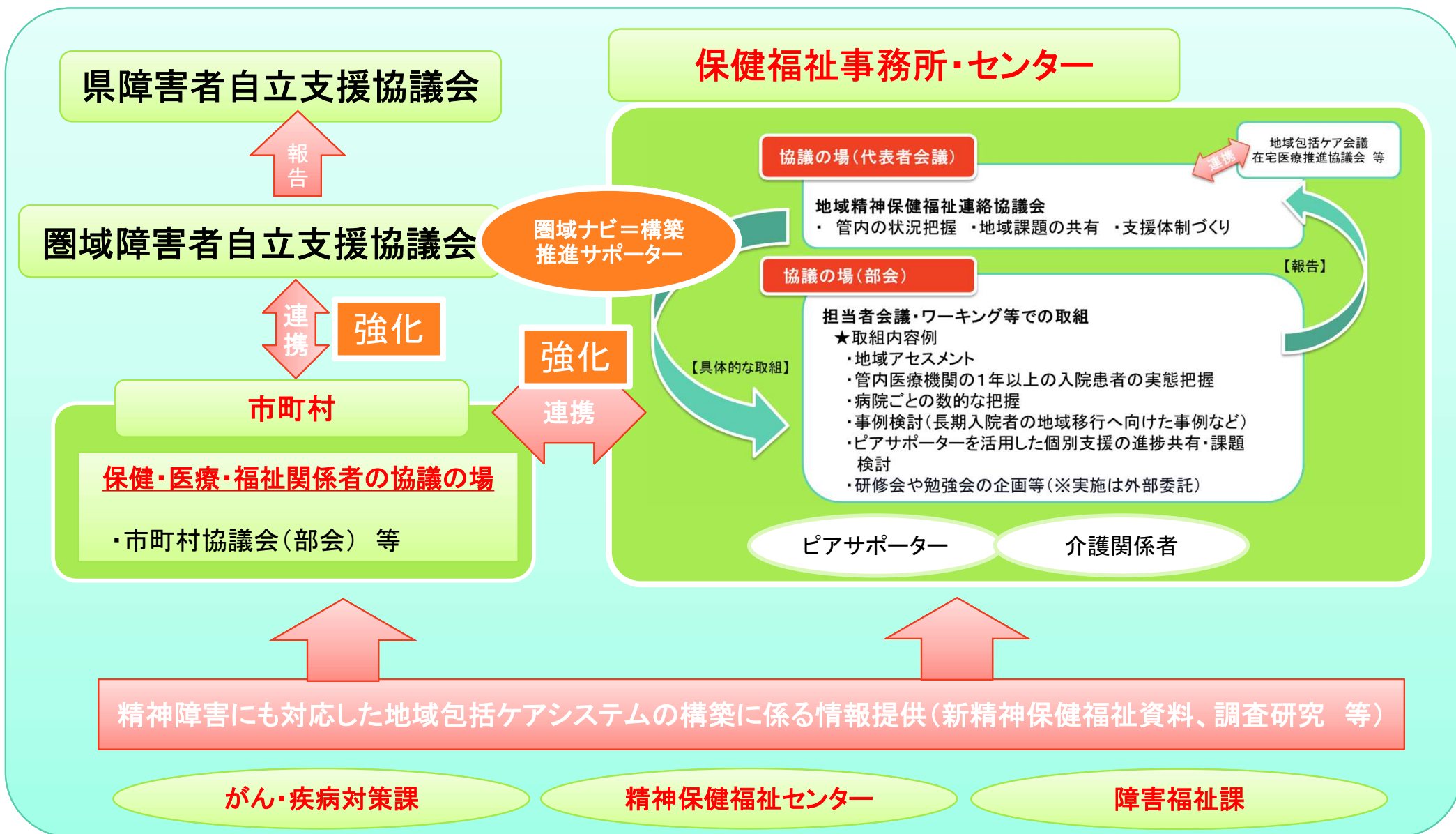
協議の場は、医療、障がい福祉、介護のそれぞれの関係機関と接点があり、精神保健福祉に関する地域の拠点である、**県の保健福祉事務所、センター及び市保健所（政令市を除く）所管域ごととし、保健所が有するネットワークや機能、既存の会議等を活用することとする。（11か所）**

協議の内容

- ・所管域における長期入院患者数の把握
- ・個別支援事例の進捗共有
- ・具体的事例を通じた関係機関との連携強化、地域体制づくり
- ・退院目標値設定とその共有化
- ・地域移行関係職員を対象とした研修会等の企画

○効果的な取組内容となるよう、状況に応じて適宜、**障がい保健福祉圏域ごとの展開を視野に入れながら取組の在り方を検討していく。**

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

外部委託研修の内容（R4年度より）

①地域生活支援関係者等に対する研修

関係職員が精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進に必要な知識や情報を得られる研修を、企画委員会での協議を基に実施する。

【対象】県内の地域移行・地域定着関係職員（各種障害サービス事業所・精神科病院職員・市町村職員・保健所職員）等

②地域住民に向けた普及啓発に関する講座

地域において精神障がいや精神障がい者に関する住民の理解を促進するための研修を、企画委員会での協議を基に実施する。

【対象】一般県民（地域住民）

研修実施の流れ

（保健所単位）協議の場

- 地域の実情に応じて、課題を抽出
- 取り組むべき課題に応じて、研修テーマ案をピックアップ（希望があれば講師の選定も含む）
- 研修委託先からの依頼に応じて、広報等に対応

企画委員会

- 【構成員】
精神保健福祉センター、各保健福祉事務所、その他関係機関や団体の担当者等
- 【手順】
- 地域の実情や課題を把握した保健福祉事務所が、地域に必要な研修テーマ案を持ちこむ
 - 関係者による協議を実施
 - 内容と開催時期を決定

研修委託先

- 企画委員会での協議を基に、研修の企画
- 講師と内容の調整等、準備を実施
- 研修の広報
- 当日の運営

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
構築推進事業（保健所単位）

地域体制整備等

- ・保健所ごとの協議の場の設置（必須）
- ・精神医療相談（精神保健福祉センター）
- ・国要綱事業メニュー1～9を地域の実情に応じて実施

連携

精神障害者地域移行・地域
定着支援事業

（県域6事業所へ委託）

- ・ピアサポーター養成及び登録
- ・精神科病院等への訪問
- ・個別支援 ・普及啓発
- ・保健所、関係機関等との連携

入院者の人権擁護

New

入院者訪問支援事業

- ・入院者訪問支援員の養成
- ・訪問支援員の派遣（県域6事業所へ委託）
- ・関係機関等との課題検討、評価検証
- ・保健所、関係機関等との連携

ピアサポーター
活動等

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（保健所単位）

各保健福祉事務所・同センター

協議の場（代表者会議）

地域包括ケア会議
在宅医療推進協議会 等

連携

地域精神保健福祉連絡協議会

- ・管内の状況把握
- ・地域課題の共有
- ・支援体制づくり

協議の場（部会）

【報告】

担当者会議・ワーキング等での取組

★取組内容例

- ・地域アセスメント
- ・管内医療機関の1年以上の入院患者の実態把握
- ・病院ごとの数的な把握
- ・事例検討（長期入院者の地域移行へ向けた事例など）
- ・ピアサポーターを活用した個別支援の進捗共有・課題検討
- ・研修会や勉強会の企画等（※実施は外部委託）

【具体的な取組】

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

精神障害者地域移行・地域定着支援事業(精神障害者地域生活支援広域調整等事業)

■経緯(県域における取組み)

16年度 退院促進支援事業(モデル事業)の開始

→18年度 退院促進事業の実施

→21年度 精神障害者地域移行支援特別対策事業

→23年度 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

→24年度 地域移行・地域定着支援の個別給付化に伴い、県は広域的な地域体制整備支援を中心に取り組む。

→25年度 国庫事業の地域体制整備コーディネーター廃止後も地域体制整備担当を配置し、ピアサポーターを活用した地域移行のための体制整備を行う。

■事業内容(実施主体:県障害福祉課、実施機関:県精神保健福祉センター)

○地域移行・地域定着支援事業運営委員会の設置(関係機関とのネットワーク形成、情報の共有、課題整理)

○地域体制の整備(県域の相談支援事業所6か所へ委託)

委託事業所がピアサポーターを活用して、以下の内容を実施

(R5年度登録ピアサポーター数:57人)

- 1 精神科病院(患者及び関係スタッフ)への退院意欲喚起、地域移行にかかる普及啓発、個別支援
- 2 精神科病院、地域協議会や保健所等と連携し、会議・研修等の場で精神障がい者の地域生活に関する理解を促すための取組み、地域支援ネットワークの形成
- 3 ピアサポーターの養成や資質向上のための研修や定例会等の実施

○人材育成

・精神障害者地域移行・地域定着支援事業研修会

【主催】県精神保健福祉センター 【R5年度テーマ】「ピアサポーターの活動意義と効果について」

【対象】ピアサポーター、事業所職員及び地域関係機関職員

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

■足柄上センター(保健所)における先行的取組(平成27年度～)

地域生活への推進を図るため、保健・医療・福祉関係者の協議の場において目標値の共有、対象者選定、具体的な方策の検討。

■精神保健福祉センターによる県西圏域を対象としたプロジェクト(平成28～29年度)

保健所が中心となり、医療と福祉が連携して地域移行を進めていくプロセスの開発や精神科病院の長期入院者の実態調査、個別支援につなげる仕組みづくり。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業(平成29年度)

県西プロジェクトでの取組みを活かし、同じ圏域に事業のモデル設定。金川広域アドバイザーによる技術的支援を得ながら、取組みを実施。

《研修会の開催》

- 広域アドバイザーによる市町村、保健福祉事務所関係職員を対象とした会議での研修
- 県西圏域を対象とした構築支援事業研修(県西プロジェクト会議との合同開催)

《現地支援》

- 広域アドバイザーによるモデル圏域内病院職員を中心とした地域移行関係職員に向けた研修

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(平成30年度～)開始

県内すべての保健所に協議の場を設置(政令市を除いた県域8か所、保健所設置市3か所)

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

<令和5年度までの成果・効果>

(成果の一部)

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (令和4年度当初)	実績値 (令和4年度末)	具体的な成果・効果
<p>①保健・医療・福祉関係者の協議の場を、保健所ごとに設置し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、機能強化を図る。 (令和5年度事業メニュー1に該当)</p>	<p>8か所 (政令市・保健所設置市を除く)</p>	<p>8か所 (政令市・保健所設置市を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内すべての保健所に協議の場を設置し、地域の実情に応じた取組を実施することができた。(政令市・保健所設置市を除いた県域8か所) ・市町村の障がい福祉、高齢介護分野、医療関係者等と連携を図ることができた。
<p>②普及啓発講座及び精神障害者の地域移行関係者に対する研修の実施(令和5年度事業メニュー2、事業メニュー7に該当)</p> <p>※詳細は次ページ参照</p>	<p>8か所 (政令市・保健所設置市を除く)</p>	<p>8か所 (政令市・保健所設置市を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各協議の場で課題と感じているテーマを研修とすることで、地域の関係者が地域移行や地域生活に対する認識を深めることができた。 ・オンライン実施のメリットとして、遠方からの講師を招き、他地域での取組を学ぶ機会が持てた。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和5年度外部委託研修の実績＞

No	所属	研修テーマ	講師	対象エリア	方法 (場所)	参加者数
1	平塚保健福祉事務所	利用者主体の精神科訪問介護 ～実践と事例紹介～	訪問看護ステーションみのり横浜 松井 洋子氏 (精神科認定看護師、メリデン版訪問家族 支援トレーナー)	平塚市、大磯町、二宮町	会場開催	24 名
2	平塚保健福祉事務所 秦野センター	生活の中で支えるやわらかい回復	合同会社キングコング 代表社員 仲地 宗幸氏 (作業療法士)	県内全域	オンライン	109 名
3	鎌倉保健福祉事務所	座間市における断らない相談支援	相談オフィスわ～くすけあ 管理者 池田 陽子氏 (精神保健福祉士) 座間市役所 地域福祉課 武藤 清哉氏	鎌倉市、逗子市、葉山町	会場開催	19 名
4	鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	精神科病院における退院支援 ～成年後見制度を利用して～	けやきの森病院 医療相談課 主任 中野 久美子氏	三浦市 (協議の場の参加者)	会場開催	11 名
5	小田原保健福祉事務所	垣根を超えた地域づくり	社会福祉法人愛川舜寿会 馬場 拓也氏	県内全域	会場開催	13 名
6	小田原保健福祉事務所 足柄上センター					
7	厚木保健福祉事務所	精神障がいへの理解と対応	湘南精神保健福祉士事務所 所長 長見 英知氏 (精神保健福祉士)	県内全域	オンライン	182 名
8	厚木保健福祉事務所 大和センター	ひきこもりの支援を精神保健福祉の視点で 考える	白梅学園大学子ども学部教授 長谷川 俊雄氏 (社会福祉士、精神保健福祉士)	県内全域	オンライン	98 名

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- 長期にわたり地域の精神保健の中核を担ってきた保健所ごとに協議の場を設置したことで、既存の協議体や地域のネットワークを活かした取組を実施してきた。また、市町村の協議の場との連携や後方支援もスムーズに行うことができる。
- 5圏域6箇所の子委託事業所にて、ピアサポーターを養成し、病院訪問等のピアサポート活動を行っている。過去には、ピアサポーターが関係機関とともに関わった個別支援が退院につながった事例もあり、ピアサポーターの持つ力を有効に活用した地域移行の取組を行っている。なお、入院者訪問支援事業を同じ事業所に委託し、連携した取組を実施している。

課題	課題解決に向けた取組方針
圏域(保健所)ごとの取組状況のバラつき 圏域内の地域生活支援関係者の支援力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた取組を行っているため、圏域ごとに内容が異なるのは当然であるが、先進的な取組を行っている圏域による積極的な成果の発信、情報提供を促しながら、効果的な取組の横展開を図る。 ・圏域内の地域生活支援関係者の支援力底上げのため、圏域(保健所)ごとの支援関係者の抱える課題感を把握し、研修を実施する。
長期入院者が減らない 地域移行支援の活用が進まない	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポーターの力をさらに活かした地域包括ケアシステムの構築を目指すため、ピアサポーターの養成及びその力を活用した「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」の実施により、地域移行支援につながる数を増やす。 ・構築推進事業との連携を進め、相互の事業の活性化を図る。

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (令和6年度当初)	目標値 (令和6年度末)	見込んでいる成果・効果
①保健所ごとの地域生活支援関係者向け研修実施と理解度アンケートの実施	8か所	8か所	圏域内における地域生活支援関係者の支援力の強化
②入院中の精神障害者のうち、地域移行支援を利用している(した)人数	130人	前年度増	関係機関の協働による入院中の精神障がい者の地域移行支援の利用数の増加

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

【にも包括構築の体制】

障害福祉課とがん・疾病対策課・精神保健福祉センターが協働し、圏域(保健所)を中心とした精神科病院、障害福祉サービス等事業所、当事者、家族等が参画する協議の場と連携しながら、地域保健をベースにしたにも包括の構築を推進している。

所管部署名	所管部署における主な業務	連携部署名	連携部署における主な業務
福祉子どもみらい局 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画・障がい福祉計画に関すること ・障害者手帳に関すること ・障がい者虐待防止対策、障がい者の就労支援、障害者自立支援医療、障害者自立支援給付費負担金・地域生活支援事業費補助金に関すること等 ・にも包括事業の推進(庁内関係各課との連携推進、外部委託研修の委託等) 	健康医療局 がん・疾病対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療体制の整備に関すること ・精神保健福祉相談支援に関すること ・精神科救急体制整備事業(精神医療相談・精神科救急情報センター)に関すること ・精神障害者家族相談員の養成及び精神障害者、家族と関連団体や県民との交流事業の委託 ・入院者訪問支援事業に関すること
		健康医療局 精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する情報・資料収集、調査研究、研修等の開催に関すること ・精神保健福祉に関する相談及び指導のうち、複雑困難な事案への対応に関すること ・保健所及び市町村その他精神保健福祉関係機関に対する技術指導、技術援助に関すること ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業の実施に関すること

各部門の連携状況

保健	地域の精神保健福祉の中核的機関としてのノウハウやネットワークを活かし、協議の場を開催。各種調査等による地域の実態把握、地域課題の洗い出しから地域の実情に応じた各種取組、地域生活支援関係者を対象とした研修企画への企画協力等を実施
医療	管内の医療機関が協議の場やその部会に参加。管内精神科病院に入院している事例に対してアドバイザーを派遣し、地域生活支援の検討を実施。また、ピアサポーターによる医療関係者をターゲットとした勉強会を実施
福祉	委託相談支援事業所がピアサポーターの養成及び定例会や病院訪問等の活動支援を実施。協議の場における事例検討会、個別ケースの対応等に、障害福祉サービス等事業者、行政等が参加
その他関係機関・住民等	一般県民向けに精神障がいへの理解を促進する講座等を実施

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況①

(令和5年度実績)

保健所名	協議の場の名称	協議の場の構成員	開催頻度
平塚保健福祉事務所	①保健福祉サービス連携調整会議 地域精神保健福祉連絡協議会 ②実務担当者会議	①精神科病院長、相談支援事業所長、社会福祉協議会、地域包括支援センター、市町障害福祉課、ピアサポーター、断酒会、家族会、ボランティアグループ、訪問看護ステーション、精神保健福祉センター等 ②精神科病院精神保健福祉士、相談支援事業所、市町障害福祉課、ピアサポーター、訪問看護ステーション等	①1回/年 ②2回/年
平塚保健福祉事務所 秦野センター	①地域精神保健福祉連絡協議会 ②精神科医療機関等連絡会議 ③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会議	①管内精神科病院長、学識経験者、相談支援事業所長、市町障害福祉課、ピアサポーター、家族会、圏域地域生活ナビゲーションセンター、精神保健福祉センター等 ②管内の医療機関精神保健福祉士、看護師及び市障害福祉担当課、圏域地域生活ナビゲーションセンター、精神保健福祉センター等 ③学識経験者(アドバイザー)等	①1回/年 ②2回/年 ③1回/年
鎌倉保健福祉事務所	①保健福祉サービス連携調整会議地域精神保健福祉委員会 ②地域で暮らそう検討会兼市町等精神保健福祉担当者連絡会 ③精神科病院関係機関連絡会	①精神科診療所医師、地域包括支援センター管理者、市町障害福祉課課長又は係長、相談支援事業所長、社会福祉協議会係長、精神科病院精神保健福祉士、ピアサポーター、構築推進サポーター等 ②相談支援事業所、市町障害福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市町障害福祉課、基幹相談支援センター、精神保健福祉センター、構築推進サポーター等 ③精神科病院、相談支援事業所、市町障害福祉課、基幹相談支援センター等	①1回/年 ②2回/年 ③1回/年
鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	①地域精神保健福祉委員会 ②地域精神保健福祉委員会部会	①精神科病院長、精神科病院地域ネットワーク部室長、総合病院地域医療科長、相談支援事業所管理者、地域包括支援センター管理者、その他関係機関・団体の長、市町村等 ②精神科病院地域ネットワーク部室長、相談支援事業所管理者、関係団体の長、精神保健福祉センター、市町村等	①1回/年 ②2回/年

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況②

(令和5年度実績)

保健所名	協議の場の名称	協議の場の構成員	開催頻度
小田原保健福祉事務所	①地域精神保健福祉連絡協議会 ②地域精神保健福祉連絡協議会地域移行部会 ③地域移行ワーキング	①精神科病院、地域包括支援センター、家族会、相談支援事業所、ピアサポーター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、行政機関、精神保健福祉センター等 ②精神科病院、相談支援事業所、ピアサポーター、行政等 ③ピアサポーター、精神科病院精神保健福祉士、相談支援事業所、市町障害福祉課職員等	①1回/年 ②2回/年 ③4回/年
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	①地域精神保健福祉連絡協議会 ②精神障害者地域移行推進会議	①精神科病院長、相談支援事業所長、障害福祉サービス事業所長、市町障害福祉課、警察署、消防署、ピアサポーター等 ②精神科病院精神保健福祉士、市町障害福祉課、相談支援事業所担当者、障害福祉サービス事業所担当者、ピアサポーター、精神保健福祉センター等	①1回/年 ②1回/年
厚木保健福祉事務所	①精神保健福祉連絡協議会 ②精神保健福祉地域包括ケア会議 ③ピアサポーターの活用に関するワーキング ④当事者と家族の教室の開催に向けた検討会ワーキング	①精神科病院長、相談支援事業所長、社会福祉協議会、家族会、当事者会、厚愛清地区連絡会代表、市町村障害福祉課長、自殺担当課長、精神保健福祉センター、当事者等 ②管内精神科病院、警察署、相談支援事業所、訪問看護事業所、当事者、家族会、市町村、圏域地域生活ナビゲーションセンター、精神保健福祉センター等 ③当事者、管内精神科病院、市町村、圏域地域生活ナビゲーションセンター等 ④管内精神科病院、精神障がい者の家族と当事者等	①1回/年 ②3回/年 ③3回/年 ④3回/年
厚木保健福祉事務所 大和センター	①地域精神保健福祉連絡協議会 ②市町村連絡会 ③精神保健ケース会議	①精神科病院長、相談支援事業所長、市町障がい福祉課、健康福祉総務課、健康づくり推進課、ピアサポーター、家族会会長 ②精神科病院、市障がい福祉課等 ③管内精神科病院、訪問看護、市町村、相談支援事業所等	①1回/年 ②1回/年 ③3回/年

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための各圏域（保健所）の取組

（令和5年度実績）

事業メニュー	平塚	秦野C	鎌倉	三崎C	小田原	足柄上C	厚木	大和C
(1)ア	●	●	●	●	●	●	●	●
(1)イ			●					
(1)ウ	◆	◆	●◆	◆	◆	◆	●◆	◆
(2)	★	★	★	★	★	★	★	★
(3)								
(4)	●				●		●	●
(5)ア								
(5)イ								
(5)ウ			●					
(5)エ								●
(6)ア	●	●	●		●		○	
(6)イ		●						
(7)	★	★	●★	★	●★	★	★	★
(8)								

＜事業メニュー項目＞

※国要綱(事業実施要領)より

- (1) 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
 - ア 保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置【必須】
 - イ 構築推進サポーターの活用
 - ウ 地域包括ケアシステムの構築状況の評価
- (2) 普及啓発に係る事業
- (3) 住まいの確保や居住支援に係る事業
- (4) 当事者・家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
- (5) 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
 - ア 24時間精神医療相談窓口
 - イ 相談体制の整備
 - ウ 精神医療相談窓口の周知
 - エ 精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等、地域での支援体制の構築
- (6) 障害者等の地域生活支援に係る事業
 - ア 地域移行や地域生活の支援
 - イ アウトリーチ支援
- (7) 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
- (8) その他

●...事業実施計画記載メニューのうち、取り組んだメニュー
 ★...各所の企画立案により、外部委託にて実施したメニュー

◆...事業実施計画にはなかったが、取り組んだメニュー
 ○...事業実施計画記載メニューのうち、取り組めなかったメニュー

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

<p>短期目標 (今年度)</p>	<p>保健福祉事務所・同センターにおいて、構築推進サポーターの活用を行う。</p>	
<p>スモール ステップ</p>	<p>構築推進サポーターの協議の場への参加を通して地域の実情を把握してもらい、次年度の事業実施に向けた基礎を築く。</p>	
<p>時期(月)</p>	<p>実施する項目</p>	<p>実施する内容</p>
<p>R6年4月～5月 9月～10月 R7年2月～3月</p>	<p>保健所ごとに事業実施計画作成 上半期取組み状況 下半期、年間取組み状況 ピアサポーター活動、病院訪問等 研修開催 保健所ごとの取組み実施 市町村や自立支援協議会等との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画を保健所等の会議において、共有、方向性を確認 ・上半期取組み内容・課題等を保健所等の会議において、共有 ・下半期、年間取組み内容・成果・課題等を保健所等の会議において、共有 ・県域6事業所に委託しているピアサポーターを活用した地域移行・地域定着支援事業の取組を継続 ・事業委託先、病院訪問先の拡大に向けた関係機関との調整 ・企画委員会にて検討した内容に基づき、各保健所ごとに研修を実施 ・障害福祉課、精神保健福祉センター等は、適宜、情報提供、意見交換等を行いながら、取組みを支援

<通年>

